

○議長（富山悦昌君） これをもって討論を終了いたします。

これより日程第2、請願第1号「門真生コンに関する請願」を起立により採決いたします。

請願に対する委員長報告は不採択であります。請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（富山悦昌君） 起立少数であります。

よって請願第1号「門真生コンに関する請願」は、不採択と決しました。

△市政に対する一般質問

○議長（富山悦昌君） 次に、日程第3、市政に対する一般質問を行います。

この際申し上げます。各議員の質問時間は、議会運営委員会の決定により再質問を含め20分といたします。

それでは、質問通告順により5番戸田久和君を指名いたします。戸田君。

〔5番戸田久和君登壇〕

【質問】

◆5番（戸田久和君） 5番の戸田です。

まず、市の職員の約7割が門真市内に住んでいないことについてお尋ねします。これは職員個々人の責任問題としてではなくて、市の長期的政策問題としてお聞きします。

門真市の職員総数1343人のうちの935人、69.6%が市外に住んでおり、市職員の約7割は門真市内に住んでいないという事実があります。また、このうち課長級以上の職員総数112人中の87人、77.7%で、高給取りほど門真市内に住んでいない比率が高くなっております。また、通勤手当の総額は99年度決算で合計1億6271万638円で、仮にこの90%が市外通勤費だとすると1億4643万9574円になります。つまり門真市では中高所得層の部類に入る市の職員の約7割が他市に市民税を納付して、門真市からは通勤費を受け取るという構造になっていることです。

個人市民税収入をふやしていく、また担税力のある市民を確保するというの

が財政的にも望ましいまちづくりであると思えますけれども、市長はどうお考えでしょうか。このことを提起できるのは、市長をおいてほかにないというふうに思います。せめて職員の6割は市内に住むよう今後の長期政策の中に組み込んでいく、もしくはそういう方向性を示すべきではないでしょうか。市内外の居住選択の理由について、全職員に無記名で意識調査して、これからの政策の参考にすべきと思えますが、やる気はあるでしょうか。また、市内居住を誘導するための措置の導入を図るべきと考えますけれども、検討する気はございますでしょうか。

2項目め、門真市面積の約36%を占める準工業地域についてであります。

準工業地域の占める面積は4.42km<sup>2</sup>で、これは門真市全面積の約36%に当たります。例えば大池町はまちの面積の38%が準工で、人口密度は2万2041と門真市全市内8位の高さであります。向島町に至ってはすべてが準工で、人口密度1万1848というすごさになります。

役所のデータに基づいて私が試算したところでは、概算として3万2000人、門真市全人口の23%程度の市民が準工業地域に居住していると思えます。面積で36%、人口で23%前後のこれほどの比重を占める準工業地域について、住宅直近に何ができてもしどんな操業時間、規模であっても規制できないというふうに放置しておいていいのかどうか、お伺いしたい。

また、第4次総合計画で豊かな暮らしをはぐくむ生活産業都市創造を掲げ、良好な住宅環境の保持、形成をうたっておりますけれども、その中に書かれている文句はきれいごとなのか、このことをお聞きしたいと思います。

そして、そもそも準工設定当時の目的や意識はどういうものだったのか、それが今現在のとりわけ住宅が増加した状況、総合計画の構想の推進に当たって、何ら今までの規定、行政の姿勢を変更する必要がないと思われるのかどうか。また、準工業地域では生活環境基本条例が適用されないということでもあるのでしょうか、お聞きします。

三つ目の項目として、門真市生活環境基本条例及び開発、建設の認可についてであります。大池町の大久保建材、門真生コン問題を具体例として念頭に置きながら質問いたします。

門真市は、いまだかつて門真市生活環境基本条例に基づいて業者指導を行った例がありますでしょうか。また、門真市は同条例の遵守を業者に何ら求めてこなかったようでもありますけれども、なぜでしょうか。また、この生コン工場のような場合、開発申請の時点から、先ほどの討論でも述べましたとおりに、公害、環境、交通対策等幅広い部署に諮るべきだったのではないのか。門真市

として、今後もこの生コンのように、非常に狭い部署だけでの審査で続けていくつもりかどうか、お聞きしたい。

それから、住民に知らせる義務がないとは言っていますけれども、知らせていかんという規定はどこにもありません。守秘義務に違反するわけではありません。そして、先ほど述べましたとおり一番大事な肝心かなめは、開発申請の段階であります。ですから、この段階でそういう申請が出たときに、地域の住民の人たちに何らかの方法で知らせる、これを行うべきではないでしょうか。そして、また早く知らせておいた方が地域での共存のためによいし、また住民との合意をちゃんと得られる、こういうしっかりした企業がやってくる。許可だけやっておいて、住民に知らせないで、うそを言っても工事をやっちゃうと、こういう業者は門真市を敬遠する、こういう効果をもたらすと思いますけれども、どうでしょうか。また、一定程度の広さ、施設等の基準を設けて、開発申請段階で住民通知の手法を取り入れる気はないでしょうか。

次、4項目で市広報配布の重大な欠陥についてであります。

広報が入っていないという声を時々聞きます。自治会に入っていないから配ってもらえないんだとかという話があります。広報は市民であればだれでも無料で配布してもらえるものであって、自治会への非加盟、それで差別があってはならないはずですが、いかがでしょうか。

また、私が広報公聴課、地域振興課、情報課からそれぞれ出してもらった資料を突き合わせて独自に整理分類して表をつくって調べたところ、この数字によりますと、少なくとも見ても7町941世帯分、9ブロック1167世帯分が未配達となっていますが、これらについてはどうなのでしょう。

また、さらに市から自治会への発送部数よりも、自治会が市とお金をもらって契約しておる委託世帯数の数が多いところの一部あります。10自治会318部の異常が発見されましたけども、これはどういうことでしょうか。

そして、全市民への確実完全な配布のためにはどうしたらいいか。まず、自治会にお任せしてできる範囲でしてください、なるべくしてくださいでは、当然次に配達するときに、どこが自治会やらそうでないやら、またどこが住民票を置いている人やらそうでない人やらわかるわけがないわけなんでありまして、完全配布するためには、ある程度の余分を承知で道路区画によって判然とわかる部分すべてを自治会なりあるいは第三者なりに委託する、きちっとした条件を定めるということをしてほかにないはずであります。

こういう条件の厳密化、そして第三者という場合、私が思い浮かべましたのは、シルバー人材センターが最も皆に喜ばれ、かつまちのためにもなるのでは

ないかと思ったわけですが、いかがでしょうか。こういう配布体制と考え方について、改善する気がありますでしょうか。

次、議会にかかわるむだな支出についてお尋ねします。

議会にかかわる費用は、もちろん議会という独自の団体の費用であります。これは市の予算の中に組み込まれているものであります。したがって、市長として意見を述べたり、調査をお願いしたり、こういうことをするのは自由なはずであります。

その中で一番大きいのは、議員の議会出席の費用弁償、いわゆる私がわかりやすく出席手当と呼んでいるものであります。今、門真市で報酬を値上げしてもらって月々66万円、調査研究費6万円、年収大体1200万から300万円、もうちょっとあるかもしれない。そういう報酬を得ておきながら、なおかつ議会に出席したら1日2500円、これがおおよそ年間140万円ぐらいになるそうですけども、4年間、1期で540万円。これについて、もう昔のものを引きずっているだけの話でありまして、今ここにいらっしゃるどなたからいっても、これは正当な手当である、必要な手当であるとおっしゃる方はどなたもいないはずで、私は議員になって以来、そういう正当論を一度も聞かせてもらったことはございません。

しかしながら、残念ながらこの問題については、私が当選前から提起し、多くの市民がびっくりし、賛同し、そして受け取り拒否をしている、廃止を皆さんに呼びかける、共産党が廃止、反対を表明する。にもかかわらず、ずっと会派預かりという状況の中で、この2年間何ら審議に諮られることなく、諮られる様子もなく過ぎております。

昨年の突然の報酬値上げに当たって、これは12月議会、もしくはせめてこの3月議会でこういう費用弁償の廃止が沸き起こってくるのかなと期待しておったのですが、全くその気配がない。極めて残念なことであります。議会にその気配がないというのであれば、やむを得ない。東市長にこの面について見直しを求めるとか、あるいは検討をお願いしたいとか、そういう意見表明をしていただくのが現実的なのではないかと、残念ながら考えざるを得ません。また、市長としても、市費の使い方として正当な理由がない、もしくはもう失われてしまった手当について、いつまでも存続させておくべきではないというのは当然ではないでしょうか。

また、これから財政改革等々を進めるに当たって、この費用の存在が一体どれほど議会の信用を傷つけておるのか、行政の信用を傷つけておるのか、このことをよくよく考えていただきたいと思います。私個人の意見でいうと、こう

す。

○議長（富山悦昌君） 田村市長公室長。

〔市長公室長田村正博君登壇〕

【答弁】

◎市長公室長（田村正博君） 戸田議員御質問のうち、広報の配布について私よりお答え申し上げます。

従来より広報の配布につきましては、大半は各自治会にお願いして住民の皆様に配布していただいているところであります。自治会の範囲外につきましては市より送付するなどいたしており、現実の配布漏れにつきましては、その都度適切に対処するよう努めております。

御指摘の未配布世帯数につきましては、基礎数字のとらえ方により違いが出てくるものと思われませんが、私どもといたしましては、御指摘のような数字にはならないものと考えております。いずれにいたしましても、配布漏れの無いよう今後とも努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、行政委託契約につきましては、広報紙を初め回覧文書、その他の文書配布について自治会に委託をしているものでありますが、市といたしましては、自治会に協力をいただいて市民への情報伝達を行うことができ、また自治会にとりましても、広報紙等の配布を通じて地域住民間のコミュニケーションを図ることができるとともに、委託料は自治会の円滑な運営の一助として活用いただけることなどから、地域コミュニティーの推進に有効な制度であり、でき得る限り継続してまいりたいと考えております。また、自治会は単なる文書配布業務を行う上での契約の相手先というだけでなく、自治を担うパートナーとして信頼関係を持って連携している行政協力機関でございます。

地域の世帯数の実数把握につきましては、自治会からの報告に基づいており、広報公聴課と地域振興課における世帯数の違いにつきましても、その目的や集約の時点が異なるため、当然若干の違いはあるものと考えておりますが、今後本制度のより一層の適正化に向けて調査を行うなど努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富山悦昌君） 藤田総務部長。

〔総務部長藤田捷一君登壇〕

◎総務部長（藤田捷一君） 戸田議員御質問のうち、市職員の約7割が門真市